

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月28日

【会社名】 ソシエテ ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者
(Chairman and Chief Executive Officer)
フレデリック・ウデア
(Frederic OUDEA)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1187

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売
出金額】 11,040,000米ドル（円貨換算額1,300,180,800円）
（上記の円貨換算額は1米ドル＝117.77円の換算率（2014年11月26
日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行により発表された米ドル／円の東
京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値）によ
る。）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月7日付で提出した有価証券届出書（訂正を含む。）の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額および為替スプレッドが決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3 売出社債のその他の主要な事項

本書における定義

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル 2030年 12月9日満期 分割償還条項 付 米ドル/円為替連動社債 (愛称：分割償還型米ドル ジャンプ債) (以下「本社債」という。)	100,000,000米ドル (予定)(注1)	100,000,000米ドル (予定)(注1)	ソシエテ ジェネラル証券会 社 東京支店 東京都港区赤坂一丁目12番32 号アーク森ビル (以下「売出人」という。)

(中略)

本社債の利率は年率0.10%であり、2014年12月9日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。(注2)

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。(注2)

2015年6月9日を初回として、満期日（同日を含む。）までの期間、毎年6月9日および12月9日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2030年12月9日であり、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。(注2)(注3)

(中略)

本社債は、2014年12月8日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2014年4月29日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)および/または(場合により)クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2014年4月29日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。(注2)

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額であり、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本書における定義」に記載の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、2014年11月28日(以下「条件決定日」という。)に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注2) 下記「2 売出しの条件」に記載のとおり申込期間が繰り下げられた場合には、それに伴って発行日、利息起算日、利払日および満期日のすべてまたはそれらのいずれかが繰り下げられることがある。

(注3) 本社債の償還は、本社債が期限前に償還または買入消却されない限り、分割償還日(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本書における定義」に定義する。)および満期日における分割償還額(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 分割償還および満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、期限前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(B) 税制上の理由による期限前償還」、「(C) 特別税制償還」および「(D) 規制上の理由による期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注4) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(後略)

<訂正後>

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル 2030年 12月9日満期 分割償還条項 付 米ドル/円為替連動社債 (愛称:分割償還型米ドル ジャンプ債) (以下「本社債」という。)	11,040,000米ドル(注 1)	11,040,000米ドル(注 1)	ソシエテ ジェネラル証券会 社 東京支店 東京都港区赤坂一丁目12番32 号アーク森ビル (以下「売出人」という。)

(中略)

本社債の利率は年率0.10%であり、2014年12月9日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2015年6月9日を初回として、満期日(同日を含む。)までの期間、毎年6月9日および12月9日(以下「利払日」という。)に、利息起算日(同日を含む。)または(場合により)直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2030年12月9日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。(注2)

(中略)

本社債は、2014年12月8日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2014年4月29日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)および/または(場合により)クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2014年4月29日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。

- (注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。
- (注2) 本社債の償還は、本社債が期限前に償還または買入消却されない限り、分割償還日(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本書における定義」に定義する。)および満期日における分割償還額(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 分割償還および満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、期限前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(B) 税制上の理由による期限前償還」、「(C) 特別税制償還」および「(D) 規制上の理由による期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(後略)

2 【売出しの条件】

< 訂正前 >

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2014年12月2日から同年12月4日まで (注1)	額面 160,000 米ドル以上 160,000 米ドル単位	なし	売出人の東京支店ならびに売出取扱人の日本における本店および各支店(注2)	三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー (以下「売出取扱人」という。)(注3)	売出人は売出取扱人に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。

本社債の受渡期日は2014年12月9日(日本時間)である。(注1)

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間をおおむね1週間程度の範囲内で繰り下げることがある。その場合、受渡期日もそれに伴って繰り下げられる。

(注2) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人または売出取扱人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人または売出取扱人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために(証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。)、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

< 訂正後 >

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2014年12月2日から同年12月4日まで	額面160,000米ドル以上160,000米ドル単位	なし	売出人の東京支店ならびに売出取扱人の日本における本店および各支店(注1)	三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー (以下「売出取扱人」という。)	売出人は売出取扱人に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。

本社債の受渡期日は2014年12月9日(日本時間)である。

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人または売出取扱人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人または売出取扱人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために(証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。)、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本書における定義

< 訂正前 >

(前略)

「為替スプレッド」とは、

(未定)円(20.00円から40.00円までを仮条件とする。)をいう。為替スプレッドは、当該仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、条件決定日に決定される予定である。当該仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

「為替スプレッド」とは、

39.00円をいう。

(後略)